

## 様式1 表

## さいたま市就学前におけるアレルギー疾患生活管理指導表(食物アレルギー・アナフィラキシー)

提出日 令和 年 月 日

名前 男・女 年 月 日生(歳 ケ月) 組(歳児クラス) 園名

この生活管理指導表は幼稚園、保育所等の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に限って作成するものです。

病型・治療		幼稚園、保育所等での生活上の留意点	★保護者 氏名: 電話(続柄) ① ② ★連絡医療機関 医療機関名: 電話: ※アナフィラキシー既往ありの場合は必ず緊急連絡先の医療機関を記入する。 ※上記に連絡がつかない場合は119番
ア 物 ナ フ ア イ レ ラ キ シ ー (ー あ り ・ な な し ー)	A. 食物アレルギー病型(食物アレルギーありの場合のみ記載) 1. 食物アレルギーの関与する乳児アトピー性皮膚炎 2. 即時型 3. その他(新生児消化器症状・口腔アレルギー症候群・食物依存性運動誘発アナフィラキシー ・その他 )	A-1 納食・離乳食 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定	
	B. アナフィラキシー病型(アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載) 1. 食物(原因 ) 2. その他(医薬品・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・ラテックスアレルギー・昆虫 )	A-2 アレルギー用調製粉乳 1. 不要 2. 必要 下記該当ミルクに○、又は( )内に記入 ミルフィー・ニューMA-1・MA-mi・ペプディエット エレメンタルフォーミュラ・その他( )	
	C. 原因食物・除去・診断根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ( )内に除去・診断根拠を記載 1. 鶏卵 ( ) 2. 牛乳・乳製品 ( ) 3. 小麦 ( ) 4. ソバ ( ) 5. ピーナッツ ( ) 6. 大豆 ( ) 7. ゴマ ( ) 8. ナッツ類* ( )(すべて・クルミ・アーモンド・ ) 9. 甲殻類* ( )(すべて・エビ・カニ・ ) 10. 軟体類・貝類* ( )(すべて・イカ・タコ・ホタテ・ ) 11. 魚卵* ( )(すべて・イクラ・タラコ・ ) 12. 魚類* ( )(すべて・サバ・サケ・ ) 13. 肉類* ( )(鶏肉・牛肉・豚肉・ ) 14. 果物類* ( )(キウイ・バナナ・ ) 15. その他 ( ) 「*類は( )中の該当する項目に○をするか具体的に記載する」	A-3 病型・治療のため除去の際に摂取不可能なものに○※該当する場合は給食の提供が困難になる場合がある 1. 鶏卵 卵殻カルシウム 2. 牛乳・乳製品 乳糖 3. 小麦 醤油・酢・麦茶 6. 大豆 大豆油・醤油・味噌 7. ゴマ ゴマ油 12. 魚類 かつおだし・いりこだし 13. 肉類 エキス	
D. 緊急時に備えた処方薬 1. 内服薬(抗ヒスタミン薬、ステロイド剤) 2. アドレナリン自己注射薬 3. その他( )	B. 食物・食材を扱う活動 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定		
	C. 運動など 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定		
	D. 宿泊を伴う活動 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定		
	E. その他の配慮・管理事項		

●幼稚園、保育所等における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を関係者全体で共有することに同意します。

保護者名 印

さいたま市子ども未来局幼児未来部

## (記入例)

様式1 表

## さいたま市就学前におけるアレルギー疾患生活管理指導表(食物アレルギー・アナフィラキシー)

提出日 令和 年 月 日

名前

男・女

年 月 日生(歳ヶ月)

組(歳児クラス) 園名

保護者が記入

この生活管理指導表は幼稚園、保育所等の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に限って作成するものです。

病型・治療		幼稚園、保育所等での生活上の留意点		★保護者 氏名: 電話(続柄) ① ② ★連絡医療機関 医療機関名: 【緊急連
ア 物 ア イ レ ラ ギ シ ー (あ り ・ な な し ー)	A. 食物アレルギー病型(食物アレルギーありの場合のみ記載) 1. 食物アレルギーの関与する乳児アトピー性皮膚炎 2. 即時型 3. その他(新生児消化器症状・口腔アレルギー症候群・食物・その他)	A-1給食・離乳食 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定		
	B. アナフィラキシー病型(アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載) 1. 食物(原因 ) 2. その他(医薬品・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・ラテックスアレルギー・昆虫 )	A-2アレルギー用調製粉乳 1. 不要 2. 必要 下記該当ミルクに○、又は( )内に記入 ミルフィー・ニューMA-1・MA-mi・ペプディエット エレメン		
	C. 原因食物・除去・診断根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ( )内に除去・診断根拠を記載 1. 鶏卵 ③IgE抗体等検査結果陽性 食物アレルギーは一般的に血液検査だけで正しく診断することはできないため実際に起きた症状と食物負荷試験などの専門的な検査結果を組み合わせて医師が総合的に診断する。従って血液検査のデータ等を記載する必要はない。 また、幼稚園や保育所等が血液検査のデータ等を医療機関へ求めることはしないものとする。 ④未摂取について 低年齢児ではまだ与えないような食物に対しては診断根拠を書けない場合(未確定、これから検討する予定)も乳児期から幼児期早期には想定される。それらの子どもに対して離乳食等を進めていく場合に未摂取のものに関して除去根拠は未摂取として記載する。単に保護者や本人の希望によるものではない。	A-3病型・治療 該当する場 1. 鶏卵 2. 牛乳・乳 3. 小麦 6. 大豆 7. ゴマ 12. 魚類 13. 肉類		
	B. 食物・食材等 1. 管理不	以下の中の項目は重症な食物アレルギー児のみに該当する場合がある。(厚生労働省「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」P47~P49参照) 1. 鶏卵(卵殻カルシウム) 卵殻カルシウムは卵殻を原料とする酸化カルシウムである。鶏卵タンパクの混入はほぼなく、除去する必要は基本的にはない。 2. 牛乳・乳製品(乳糖) 乳糖(ラクトース)は牛乳に限らず、哺乳類の乳汁に含まれる糖類であるので、牛乳との直接的な関連はない。しかし、食品衛生法で牛乳の代替表記が認められており、乳タンパク含有を示唆しているので注意が必要である。 3. 小麦(醤油・酢・麦茶) 醤油は発酵過程で小麦タンパクは完全に分解される。醸造酢(米酢、大麦黒酢を除く)に小麦が使用されている場合があるが極少量であるので基本的には摂取できる。麦茶は大麦の種子を煎じて作った飲み物であり小麦と直接関係はない。しかし、麦類全体に除去指導されている場合は、除去が必要な場合がある。 6. 大豆(大豆油・醤油・味噌) 食物アレルギーは特定タンパク質によって誘発されるものであり、油脂成分が原因とは基本的にはならない。醤油は発酵過程で大豆タンパクは分解される。重症でなければ利用できることが多い。味噌の大豆タンパクに関しては醤油と同様である。 7. ゴマ(ゴマ油) 食物アレルギーは特定タンパク質によって誘発されるものであり、油脂成分が原因とは基本的にはない。しかし、大豆油と異なり精製度が低いゴマ油はゴマタンパクが混入している可能性もあるので注意する。 12. 魚類(かつおだし・いりこだし) だし汁に含まれているタンパク質は極少量であるため、殆どの魚類アレルギー児は摂取することが出来る。 13. 肉類(エキス) 肉エキスに含まれるタンパク質は極少量であるため、殆どの肉類アレルギー児は摂取することができる。		
	D. 宿泊を伴う場合 1. 管理不	記載してある食品以外に該当する食品がある場合は( )内に記載する。		
	E. その他の配慮			

●幼稚園、保育所等における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を関係者全体で共有する。